15 教育条件確立の運動 分科会報告

司会者 早矢仕郁雄 (猿払村立拓心中学校)

1 はじめに

本年のレポート数は4本、レポーターは事務職員2、教員2(いずれも小学校)と近年では少なかったが、内容的には幅広いものとなった。事務職員・現業職員・教諭とも高校からのレポートは無かった。参加者が少なかったため、レポートー本当たりの討議時間が充分に確保でき、充実した分科会となった。

今年度も、開催要項の課題(1)国と地方の教育予算の問題点と子ども・教育への影響、(2)教育費無償化、ゆきとどいた教育を求める運動の進め方を討議の柱として、レポートされた個別の課題についての議論を行った。

- 2 報告と討論の概要(報告者氏名敬称略)
- (1)「TKプロジェクトの取組」

報告者 釧路市立共栄小学校 鈴木 健 • 釧路市立阿寒小学校 中川 由美

全釧路教組で2017年度より行われている多忙化(T)・長時間過密労働解消(K)プロジェクトの取組の報告である。「TKプロの活動を通して、先生方の切実な要求に応える組合の姿が見えるようにし、組合の姿・活動に期待してもらえるようにする。切実な要求の実現のために、多くの先生方が組合の活動に協力したいと思えるようにし、組織拡大の取組と大きくリンクさせる。」ことをTKプロジェクト(以下、プロジェクトと称す)の活動方針としている。コピーフリーで提供されている漫画の素材を利用したポスター・チラシの作成、学習会の開催、シンポジウムの開催をプロジェクトの活動内容としている。

学習会の内容の中でも触れられた労働安全衛生法に定める「衛生推進者」資格をプロジェクトメンバーは取得した。事業所の衛生推進者たるためには、資格取得のみでは足らず、資格取得とさらに事業者(校長)に選任される必要があるそうである。今後も、プロジェクトでは学校に衛生推進委員会が必要であることの情報提供、周知をすすめていくそうである。

学校にポスター掲示などを行う中で、職員会議で未組織の教職員に発言の変化が現れたという。ある学校の事例では、2018年度から始まった「学校閉庁日」実施についての管理職からの提案について、普段職員会議内では発言のない教職員からも、「ポスターの言葉だ」という発言や、実施についての反発・そもそもの業務量が減少しない中での実施への怒りが噴出したそうである。

プロジェクトでは 2018 年3月に発出された「北海道アクションプラン」についても、ごく一部に評価できる点があるが、学校の多忙化・長時間過密労働問題の根本的な解決には至らないと批判している。問題の解決には教職員定数増と業務削減以外に方法はないこと、また、1971 年に定めた教員給与特別措置法における教職調整額が給料月額の4%のままになっており、時代に応じた見直しがされていないことを指摘している。

討論の中では「ポスターが秀逸である。」、「多忙化・長時間過密労働解消へ向けた大切な 取り組みである。」、「教職調整額という『定額働かせ放題プラン』に憤りを感じる」などの 意見があった。

(2)「想定外を想定内にする準備~災害からの教訓~」 報告者 枝幸町立枝幸小学校 永島敦史

災害時マスコミが多く使う「想定外」という言葉に疑問を呈し、災害時避難所になる 学校、授業中の災害発生ならば保護者に帰すまで子どもを守る義務のある学校に必要な 準備を具体的な物品と整備方法及び自治体への予算要求、また、学校の避難訓練計画作成 についての報告である。

「想定外」とはあらかじめ想定していない状況や出来事が起こったことであるが、日本は地理上、自然災害が多い国である。災害自体は過去に伊勢湾台風・関東大震災・安政の大地震などがあり、多くの教訓があるにもかかわらず、先人の教訓を生かせていないこと自体が問題と指摘する。

災害時避難所になる報告者自身の勤める学校では、2018年9月の北海道胆振東部地震に 伴う停電被害の反省から、地震被害及び関連被害について想定した準備を検討している。

- ①停電時に懐中電灯や乾電池・ろうそくの準備が全くない。
- →教材用と合わせて、備蓄を用意していく。また、学校から海が近いため、津波被害 の可能性も考え、高層階の教室に常備させていく。
- ②町の給食センターから支給された乾パンがあるが、教職員と児童の合計人数1食分しか備蓄がない。
- →水の備蓄がないため、停電による断水の場合のことも想定し、長期保存可能なペットボトルの水の購入予算を自治体に要求。要求が叶わない場合は子どもの生命に危機が 及ぶため、現状の予算残で購入していく。
- ③避難スペースはあるが、寝具やプライバシー保護用の衝立にできる装備がない。
- →頑丈な段ボールを津波のことも考え、高層階に保存しておく必要がある。寝具代わりにもできる。
- ④長期避難になった場合の衣類がない。
 - →子ども用の肌着・ズボンは用意があるが、大人用がない。自治体へ予算要求が必要。

学校は現状ある物品や配分予算でできることと新たに自治体にその必要性を訴えていく 予算要求をしていくことを区別し、「想定外」を「想定内」にしておく努力が必要である こと、そのために正確に要求をデータ化し学校として市町村校長会・教頭会と連携し、 市町村教委へ要求すること、組合として市町村教育長交渉でも要求していくことが必要で あると指摘する。

また、事務職員である報告者が、学校での避難訓練計画作成について、教員との連携の困難性を報告している。現任校に赴任して最初の避難訓練は津波被害想定であったにもかかわらず、学校より海抜の低い公園へ避難する計画となっていることに疑問を抱き、職員会議で意見を発言し、改善提案を行ったところ、意見を一蹴された。数年後、教務主任を説得し、教務主任から職員会議へ同じ改善提案をしてもらったところ、すんなり提案は承認された。

このことから、事務職員と教員の提案の差を痛感し、「チーム学校」とは名ばかりの政策であると指摘した上で、結果として、時間はかかったが、子どもや自治体住民の安全安心のため尽力する意識を高めることができたと成果を報告した。

討論の中では、報告者から参加者に向けて「報告内で想定しているもの以外に災害に備えて学校で必要なものがあるか。」という投げかけがされた。本分科会が行われたのは2018 年 11 月。同年9月に起こった北海道胆振東部地震に伴う全道的停電被害の記憶も新しく、参加者から「手回し発電式や電池式のラジオが必要では?」、「携帯トイレも必要では?」、「ふだんからの備蓄が学校にも必要なことを改めて感じている。」「災害に備えた自治体への予算要求が必要だ。」などの多くの意見があった。

(3)「白糠町の学校給食費無料化事業」報告者 白糠町立白糠小学校 西山正一

白糠町が2017年から行っている学校給食費無料化事業を含む子育て施策についての報告である。

2016年の白糠町長選で現町長は公約として、人口減少問題に対する子育て支援等を掲げ、無投票当選した。2017年4月からその公約どおり、次の5つの事業を開始した。なお、教職員組合では自治体への要望活動は行っているが、具体的支援策については特に要求していないとのことである。

- ① 出産祝い金の支給(第1子出生に5万円、町内のみで使える商品券で支給)。
- ② 従前 15 歳までを対象としていた子どもの医療費無料化を 18 歳まで拡大。
- ③ 第2子以降の保育園および幼稚園の保育料無料化。
- ④ 第2子以降の学校給食費の無料化。

⑤ 新入学児童・生徒入学支援金の支給

(小学校2万円・中学校3万円。いずれも町内のみで使える商品券で支給)。 5つの事業のうち④は学校に未納家庭数の激減という効果をもたらした。ただし、町費での支出であるため、生活保護世帯が支給対象外となっていた。生活に困っている生活保護世帯が生活保護費から給食費を払わなければならないことなど事業に対し、町内小中学校事務職員の間で疑問が生まれていた。

2017 年度 3 学期に、白糠町教育委員会では④・⑤に関わり、事業の検証・改善・の参考とするため、アンケートを町内小中学校の全保護者に対し行った。アンケート集約結果は、④に関わっては「支給対象を児童・生徒全員に」、⑤に関わっては「就学前(2月中)の支給を」希望する声が大勢を占めた。この結果を受けて、2018 年度から①・③・④の支給対象が拡大され、町内小中学校の児童生徒全員が対象となった。

なお、この事業財源は町内に 30 を超える数が設置されている太陽光発電施設による税収入で賄うこととしている。2018 年度は①に 100 万円、②に 1,319 万円、③に 1,130 万円、④に 1,130 万円、⑤に 280 万円の合計 3,959 万円がこれらの事業予算として計上されているとのことである。また、ふるさと納税の使途に子育て支援事業が含まれており、今後の事業継続に報告者は期待している。これらの事業は釧路管内では初めての取組である。子育て支援事業は人口減少問題の解消につながるかは不明であるが、保護者負担軽減としての役割は大きいと報告者は指摘し、今後の管内での波及にも期待している。

報告者は、文部科学省が初めて全国の自治体に対し行った「学校給食費の無償化等の実施状況」について言及し、全国的な給食費無償化の動きについても触れている。

この調査によれば、全国の自治体で学校給食費の無償化を小・中学校いずれも実施している自治体は76 自治体。うち北海道は15 自治体である。この76 自治体のうち、栃木県大田原市では平成24 年度から学校給食費の無料化を行っている。栃木県大田原市教育委員会のHPには、学校給食法で保護者負担と定められている給食費を市が支払うことについての適法性を文部科学省に問い合わせた際の回答が掲載されているそうである。この回答の中で、文部科学省は学校給食法第11条第2項について、『保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではない。また、負担軽減の手続き論まで定めていないので、軽減の方法に制約はないと思われる。』と回答している。この回答は学校給食費無償化に異を唱える者が法的根拠として学校給食法第11条第2項を挙げるが、これが誤りであることを示していることを報告者は指摘している。

討論の中では、「保護者としては給食費の無償化はかなり大きいのではないか?」、「『食育』を学校教育として推進させようとしている以上、必要な費用は国負担が望ましいのではないか?」などの意見があった。

(4)「小規模での学びは、日本を変える・世界を変える力になる」 報告者 全北海道教職員組合 斎藤鉄也

小規模校勤務時代の教育実践から、各地で進む学校統廃合とその根拠にされる「適正 規模」についての検討を加えた報告である。

報告者が小規模校勤務時代に担任した児童が、先日北海道の教員採用試験に合格して、報告者に連絡してきたそうである。この児童は同じ学年に児童数が1名のみの「1人学年」であった。彼は報告者に「1人しかいないので、何をするにも常に自分がどう関わるかと考えてきた。高校に進学して、初めて大人数の学級に入ったとき、周りとの意識の違いに驚いた。自分は1人学年だったために、主体的な取り組み方を学ぶことができたので、1人学年で良かった。」と語ったそうである。

他にも大規模校と比較した小規模校の良さとして、報告者の実践を通して以下を挙げている。

- ・1人1人の子どもたちの発言を取り上げ、深めることができる。
- ・1人1人の子どもたちの発言をもとにその場で学習の道筋をつけて、展開していく ことができる。
- ・上級生・下級生のコミュニケーションが密接となり、先輩から学んで発展させる 文化が生まれる。
- ・状況を自ら作り出すことにより、協働的・主体的に活動できる。

大規模・小規模校両方の勤務経験から小規模校のほうが、教育効果は絶大である、と 報告者は述べる。

だが、文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下、「手引」と称す)を策定し、2015 年 1 月 27 日に都道府県教育委員会宛通知している。 北海道・札幌市は手引に示す適正規模(12~18 学級)を元に学校の統廃合を進めようと していると報告者は指摘する。

「手引」では、「複式学級が存在する規模」(小学校 $1 \sim 5$ 学級・中学校 $1 \sim 2$ 学級)では統廃合の適否を速やかに検討する必要、「クラス替えができない規模」・「全学年ではクラス替えができない規模」(小学校 $6 \sim 8$ 学級・中学校 $3 \sim 5$ 学級)でも適正規模に近づける統廃合の適否を速やかに検討する必要があるとしている。

また、「手引」では、小規模校の課題が以下を例として 40 点ほど列挙されている。

- ・上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範と なる先輩の数が少なくなる。
- 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ・集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい。
- ・教員への依存心が強まる可能性がある。

上記に掲げた小規模校の課題は競争主義と教育的観点を装った行政効率性の観点しかなく、国家・企業にとって有益な人材を育成するための教育をしようとしている目的が明らかである。だが、教育は国家・企業の為になされるのではなく、教育基本法に定める目的「人格の完成」を目指し、子どもの成長・発達を大切にするものでなくてはならないと報告者は批判する。

小規模校の主体的な学びは、状況を自ら作り出す主体的な学びであり、この学びが広く 展開されると、日本を変える、世界を変える力になるはずであると報告者は結ぶ。

討論の中では、「実践の豊かさが感じられた。」「1クラスの児童・生徒数は少ない方が子どもたちにとって学習効果が高いのは当然。」「いかに教育にお金を掛けたく無いのかが分かる」といった意見があった。